

令和 8 年第 2 回本巢市議会定例会議事日程（第 4 号）

令和 8 年 6 月 26 日（金曜日）午前 9 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 31 号 令和 8 年度本巢市一般会計補正予算（第 1 号）について

日程第 3 議案第 32 号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 33 号 工事請負契約の締結について（本巢市防災行政無線同報系システム設備子局更新工事）

日程第 5 議案第 34 号 土地の取得について（北屋井地区企業用地）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16 名）

1 番	坂 下 裕 久	2 番	堀 田 靖 則
3 番	翠 昭 博	4 番	高 橋 知 子
5 番	瀬 川 照 司	6 番	飯 尾 龍 也
7 番	片 岡 孝 一	8 番	高 橋 時 男
9 番	澤 村 均	10 番	高 橋 勇 樹
11 番	今 枝 和 子	12 番	高 田 浩 視
13 番	河 村 志 信	14 番	鏑 本 規 之
15 番	臼 井 悦 子	16 番	大 西 徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	谷 口 博 文
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	林 晃 弘
企 画 部 長	林 玲 一	市 民 部 長	加 納 正 康
健康福祉部長	磯 部 千恵子	産 業 経 済 部 長	瀬 川 清 泰
都市建設部長	加 藤 知 也	水 道 環 境 部 長	青 木 竜 治
教育委員会 事 務 局 長	高 木 孝 人	会 計 管 理 者	井 尾 昌 宏

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	横 山 勝 史	議 会 書 記	大久保 守 康
議 会 書 記	廣 瀬 知 倫	議 会 書 記	八 木 孝 佑

開議の宣告

○議長（今枝和子君）

改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第 1 諸般の報告

○議長（今枝和子君）

日程第 1、諸般の報告を行います。

各委員会からの報告をお願いいたします。

予算決算委員会の報告を委員長に求めます。

予算決算委員会委員長 高田浩視議員。

○予算決算委員会委員長（高田浩視君）

報告いたします。

6 月 4 日の本会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第31号の令和 8 年度補正予算 1 件であります。

6 月 22 日午前 10 時 45 分より、本巢市役所 3 階、全員協議会室において、藤原市長、谷口副市長、川治教育長、各部局長の出席を求め、付託議案 1 件の審査を行いました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。

○議長（今枝和子君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第31号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第 2、議案第31号 令和 8 年度本巢市一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

議案第31号については予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 高田浩視議員。

○予算決算委員会委員長（高田浩視君）

報告いたします。

6 月 22 日開催の当委員会に付託されました議案第31号の補正予算について、審査の経過と結果について御報告いたします。

本件につきましては、6月22日の委員会で質疑を行いました。

採決の結果、議案第31号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（今枝和子君）

議案第31号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鰐本規之議員。

○14番（鰐本規之君）

今予算の中において、記載されていない案件があったかと思っております。その案件については、前の総務建設委員長は、道路工事についての計画変更届も出て、図面も製作されている。簡単なことを言うといつでも工事ができる体制ができているにもかかわらず、今回の補正予算について、中にその記載がされていない。この案件というのはどこかという、今工事が中断されている一丸ファルコスからの東のほうに延びている道路のことです。

なぜ工事が中断をしているかという、当初の工事の説明等々のときにおいては、立ち退き料、あそこの50坪弱の土地に2階建ての建物が建っている。そのことについての立ち退き料の話は一切なかった。そして、解体費用だけで結構ですよ。報告の中においては、地主さんは、不良債権みたいなこの土地、そのような土地を市で買っていただけるなら、土地の価格だけでもいただければ非常にラッキーだというような説明がありました。

私は総務建設委員会に長いこと務めていますので、何が説明があつて何が説明がなかったということはよく理解をしております。その中で、解体費用が2,000万以上かかるであろうということについて、市長さんのほうからも、正式な場ではないんだけど、これを何とか安くできる方法はないかなというような相談が私にもありました。いろいろと策を練ったわけですが、地主さんのほうにその旨の報告がされていることから、真正面のことしかできないよということで、解体費用約2,000万近くもかかるであろうことは議会の中で承知をしたと記憶しております。

けれども、大西議員が議長になり、今壇上における予算決算委員長である高田議員が副議長になったときに、急遽立ち退き料の5,000万円の話が出てきたわけでありまして。その内容等々、詳しい説明がない中において、あのところに道路を造ることによって7,000万円近いお金が必要となることに、議員各位も、また執行部のほうも気がつきまして、特にそれを計画された建設部長においては、そこは取り壊さなくて、そこを外す道路の設計と補助金をいただいておりますので、中止にすると補助金の返還に関わる問題がありますので、そのところにおいては少し事情の変更という形で道路の位置を変えるということで設計も行われ、許可も取ってきて、いつでも工事ができるにもかかわらず、今補正予算の中にもそれに関連する予算が1円も入っていないように思われます。

このことは何を意味するかというと、目が届かないうちに、またその話が復活するおそれがあり

ます。うわさによれば、立ち退き料の5,000万円がどこの誰に入るかというようなことで、地域の一部の中からうわさが出ているわけであります。今、首をかしげられましたけれども、あなたが一番よく知っているかと思います。ですので、議会の中において、そういうばつくれたような態度は取らないように、議長から注意をお願いいたします。

今回の予算について、これからすべき重要案件について一つも載っていないことについて、予算決算委員会の中において質疑、討論があったのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

予算決算委員長。

○予算決算委員会委員長（高田浩視君）

お答えします。

6月22日開催の当委員会において、鏑本議員指摘のことにに関して、委員長として報告すべき内容はありませんでした。

以上、報告申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本議員。

○14番（鏑本規之君）

委員長は委員長としての立場もあり、その地域においてその工事を進めていた大西徳三郎議員においては、この件につきのみではなく、一切の審議の中において発言もない。これはどういうことを意味するかというと、このことには触れるんではないぞというような暗黙の指示が出されていたのではないかと疑われても仕方がない。

また、委員長においても、そのことについて、本来なら委員長から執行部に対して説明を求めるべき案件だと思うけれども、それもない。いろいろな形において、委員長及び大西徳三郎議員が何らかの形で不正行為に関わっているのではないかと疑われても仕方がないような案件になるおそれがありますので、あえて聞いたわけであります。

答弁においては結構でございます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

予算決算委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鏑本議員。

○14番（鰐本規之君）

今の質疑の中でも質問をしました。そういうこともありまして、今補正予算については反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

賛成の討論もあるかと思いますが、私の反対の理由について触れるような賛成討論を期待しております。

まず、今予算においては、非常にすばらしい予算も組まれています。今日のニュース等々を見ますと、名古屋市において、暑さ対策という形で、各学校において冷水というのかな、冷たい水の出る機械を設置するというような記事が載っていました。その予算についても、できることなら企業から寄附をいただきたいというようなことが議会の中で問われたというような話を聞いています。

私から見れば、200万人もいるような大都市、岐阜県の人口以上の人がいるような名古屋市ですら、いまだにその程度のことしかできていないかと思われるような案件が新聞に載っているわけがありますけれども、当この本巣市においては、クーラーも既に各部屋に設置をされ、体育館においてもクーラーが設置をされて、暑さ対策においては全国の市町村においても先頭を走っているのではないかと思われるわけでありますけれども、今回その中においてもう一步進んだ、通学、また学校から帰るときの暑さ対策も、駆け込み寺みたいな制度もつくってありますけれども、実質的に児童が暑さ対策を行うための首に巻くタオル等々を冷やすための冷蔵庫の設置の予算が組まれています。

この予算については、議会の中でどうこうということを話し合った記憶はないけれども、今予算の中においては、どうも市長さんと教育長さん、一部の議員の中の話の中において、市民からの要望の声があるということが耳に入り、急遽この予算が組まれました。このことについてはすばらしい予算であることは思っております。即断即決、即行動という手本になるようなすばらしい冷蔵庫に対する予算が組まれていたことには敬意を表しますけれども、先ほど述べたように、本巣市の道路として本当に必要な道路だろうと思われるようなところに道路建設が行われていました。私たち委員会もすんなりいくだらうと思い、予算については賛同し、また工事が進められてきましたけれども、どういうわけか知りませんが、本来道を新たに造る場合においては、土地の買収が行われ、建物が建っているところにおいては、その立ち退き等々がきちんとした契約の中において施工されるのが本来の流れだと思います。

しかるに、今から反対の理由の一つとして言う一丸ファルコスから東に抜ける道においては、50坪足らずの土地に2階建ての鉄骨が建っている。いまだに建っていること自体が不思議でならない。本来ならば、その建物が撤去されて更地になり、そして土地も市の土地になってから工事が始まるべき案件だと私は今思っていますし、今まで20年間市会議員をさせていただいて、そういう方向に持っていっていると思っています。

最近できたもとまるパークの北の道路においても、303号線に設置するところの一部の土地所有者が立ち退き、土地の値段等々について少し長引きましたけれども、解決までに。それはそれで、

地主さんの言うとおりにその土地を買わなくても道路は完成できる程度の土地の問題でありました。けれども、職員の粘り強い交渉と、また議員のアドバイス等々によって、今完成をされ、本巢市では非常にいい道路となっているわけでありますけれども、そういう方向が示されて初めて道路ができていくだろうと思うにかかわらず、この案件については頓挫せざるを得ない工事であります。

普通の市民がまともな知識の中において考えれば、何か議員の力が働いているのではないかと疑われても仕方がない案件であります。それを解消するためにも、一刻も早く新たな道路変更をすべき予算をこの補正予算の中にでも組み込むべきであったかと思います。補正予算に仮に1万円でも組まれていれば、そういう方向に決定をして、このビルのところにはもう道路はできないんだということが周りの市民、また本巢市民に理解してもらえるし、またそういう方向になったかということが報告できるわけでありますけれども、今予算についてはそういうものが記載をされていない。

もう一点は、中野地域において砂利採取が行われていましたけれども、砂利採取が行われるまでの間、市が鉄板を敷くことを許したことによって、その農道の舗装工事、これは予算づけが過去においてされていましたが、鉄板を敷く等々の問題があって、その道路の舗装工事が棚上げになっていました。工事が終わったにもかかわらず、その工事について3月議会についても少し苦言を申したところでありますけれども、この補正予算の中においても組み込まれていないということは、当初計画された舗装工事が無駄だということを行政が認めたことになってしまう。そうすると、もともとの予算設計をした、また道路建設をしたことは何の理由もなく変更されるということについては、今予算の中においての審議等々においてもこれから出される予算についても、いつでも中止になり、また変更になる。そういうことが許されるということになれば、この議会で審議する必要もないし、また委員会でしゃべることもない行政の独裁という予算になってしまうおそれがあります。

そういうことを鑑みたときに、今回の予算は6月補正予算ですので大きな問題はないかと思えますけれども、陰に隠れたことがたくさん隠されているような思いがしてこの予算には到底納得できませんので、議員各位におかれましてはよく検討していただき、また私が反対の理由を述べたことについてよく目を光らせていただき、そして市民が安心して過ごしていけるような本巢市をつくっていただきたいと思います。

今回の予算については、素晴らしいところもありますけれども、陰に隠れた予算があることを皆さんよく理解していただいて、議員各位におかれましては私の反対に賛同していただくことを切にお願いをして、反対討論とさせていただきます。

賛成討論を行う方においては、このことについて触れるような賛成討論をよろしくお願いをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 翠議員。

○3番（翠 昭博君）

私は、第31号の補正予算（第1号）については賛成の意見を述べさせていただきます。

いろいろ反対意見の中にもありましたけれども、議案に提案するという私の思いは、やはり行政側も説明責任がありますし、経緯もあります。いろんな経緯の中で今民主的にそのお話をされているのではないかなというふうに理解をしておりますし、それが片づいたときに、片づくというか整理をされたときに、しっかりと補正予算なり早期に出されるというふうに思っております。

そういった観点からすれば、心配されることはあるかと思えますけれども、そこは私たちしっかりと議員としての目をみはらせながらやっていけばいいのかなというふうに思っておりますので、今回の議案第31号の補正予算については賛成ということで討論に参加させていただきます。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第31号 令和8年度本巢市一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第3 議案第32号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第3、議案第32号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加提案をさせていただきました議案第32号につきまして、提案説明を申し上げたいと思います。

議案第32号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、

御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今枝和子君）

議案第32号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それでは、議案第32号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明させていただきます。

追加議案の概要の1ページをお開きください。

まず、改正の趣旨でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容の主なものでございます。

18条に規定しております非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額につきまして、「31万5,000円」から「33万円」に改定するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日でございます。

最後に経過措置でございますが、まずアといたしまして、この改正による規定は、適用となります本年4月1日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償につきまして適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償につきましては、改正前の額を適用することとしております。

イにつきまして、改正となる18条の内容につきましては、今回の改正において定額部分を改正しており、定額部分に消防団員の役職及び勤務年数に応じた補償基礎額を加えて葬祭補償を支給することとしており、適用日となります本年4月1日以降に支給すべき事由が生じた葬祭補償が改正前の規定に基づき支給されたもの、または旧条例附則第6条の規定による金額により支給された額が66万円未満であった場合は、新条例の18条に規定する金額によって支給される葬祭補償の内払いとしてみなすものでございます。

以上、議案第33号の補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鰐本規之議員。

○14番（鰐本規之君）

それでは、お尋ねをいたします。

今の説明の中において、改定前にというようなことが説明の中にありました。この改定前というのは、この内容について、国のほうからの方針が変わったことによってこの内容の変化をするということと理解してよろしいのか、お尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

議員御指摘のとおり、改正前の根拠となります非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が本年5月27日に公布、施行されました。本定例会の議会運営委員会が翌日の5月28日であり、条例改正に係る内容等精査させていただく必要がございましたので、本定例会初日の上程には間に合わず、また補償に係る改正内容でありますことから早急に対応する必要があると考え、追加議案として最終日の上程となった経緯でございます。以上でございます。

○14番（鰐本規之君）

はい、結構です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第32号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第33号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第4、議案第33号 工事請負契約の締結について（本巣市防災行政無線同報系システム設備子局更新工事）を議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第33号 工事請負契約の締結について（本巢市防災行政無線同報系システム設備子局更新工事）でございます。

市防災行政無線同報系システム設備子局更新工事について、請負契約を締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今枝和子君）

議案第33号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それでは、議案第33号 工事請負契約の締結について（本巢市防災行政無線同報系システム設備子局更新工事）につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の3ページをお開きいただきますようお願いいたします。

本巢市防災行政無線同報系システム設備子局更新工事につきましては、入札の執行に当たり、一般競争入札の公告を本年4月24日に行い、5月27日開札いたしましたところ、1者からの応札があり、6月10日に中央電子光学株式会社と仮契約を締結したところでございます。

工事の主な内容につきましては、根尾地域の同報系屋外拡声子局の老朽化に伴いまして、鋼管柱とともに無線機器を更新するものでございます。

工事名につきましては、本巢市防災行政無線同報系システム設備子局更新工事でございます。

工事場所につきましては、本巢市役所本庁舎及び根尾地域でございます。

契約の方法につきましては、事後審査型制限付一般競争入札でございます。

工期につきましては、令和9年3月19日としております。

契約金額につきましては、消費税及び地方消費税を含めまして1億9,580万円でございます。

また、追加議案の概要のつづりの3ページには仮契約書、5ページには入札執行一覧表をつけさせていただいております。

以上、議案第33号の補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

先ほどの全員協議会の中でも質問がありましたが、この議案の概要の5ページにあるように一般競争入札ではありますが、そこに出てきたところが1者のみということで、もちろん一般競争入札

なので、先ほどの全員協議会でもあったように公平性は担保されていると思うのですが、この入札が1者であった理由は何だとお考えですか。

○議長（今枝和子君）

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

今回1者であった理由といたしまして、一般競争入札及び指名競争入札において、本市では建設工事で予定価格が200万円を超える入札案件につきましては、予定価格を事前公表させていただいております。今回の入札につきましては、公表した予定価格を下回る工事を行うことができる事業者が1者であったということで、1者の応札であったと理解しております。以上でございます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

今の説明の中で、1者のみということであります。この予算説明書、概要等々を見てみると、予算の中においての入札の状況を鑑みれば、確かに1者であります。また、落札価格も97.75、約98%に近い。これだけを見れば、まず疑われるのは官製談合ではないかということであります。

もう一点は、業者同士の談合ではないかと疑われるわけであります。

私は疑うことについては疑いを晴らさなければいけないと思っておりますので、お聞きをするわけであります。

まず、説明の中にありましたように、この無線を直すために約2億円近い予算が組まれている。その中に本庁舎という言葉もありました。また、本単地域というようなこともありました。この本庁舎は、造ってまだ非常に新しい。何年もかかっていない。その中において、どうして修理をしなければいけないようなもので造ったのかというところについての1つの疑問。

それから、これは無線という機械ということですので、これにはメーカーがあるだろうと。メーカーによってそれぞれに機種も違うであろうけれども、目的は一緒としてもそれぞれに機種によって特徴もあるだろうし、また請負業者としてはその機種ということでもし選定されているとするなら、その会社との取引があるかないかによって、その機械を購入する価格が相当に変わってくるだろうという思いをするわけであります。

過去において、大分古い話になるけれども、耐震化工事が学校等々、またいろいろなところで耐震化をするということで、日本中でその耐震化工事が一気に始まった、国の方針ですので。それに伴ってやるとすれば、日本全国一、二の三というような形になった。そのときに有効的な材料として、今窓のところによくある、斜めに置かれているようなあいうものなんですけれども、その受注が特許を持っているような特殊なものだったと記憶していますけれども、そこに集中したことによって、企業も利益を求めるために値引きを一切しなかった。けれども、行政は単価を20%ぐら

い下げて入札をしたかと記憶しているんですが、そのままの価格でやっては物が入らないので工事ができないということで、入札に応募する人が一人もいなかったという案件がありました。

これをどういうふうに解釈、解決して入札をさせたかということについては、古い議員なら皆承知をしておりますので、この場で言うことは少し控えさせていただきますけれども、そういうような形で機種が限定されると、当然買う、それを取り扱う業者も少なくなってくるだろうと思っています。

そういうようなことも含めて、この入札に1者しか参加していなかったけれども、ここに参加できる企業はどの程度資格を持っている人がいたのか、お尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

では、今御質問いただきました点につきまして、3点ほどお答えさせていただきます。

まず1点目の、この新しい本庁舎でなぜ工事が必要かというところでございます。

今回の行政無線の屋外子局につきましては、根尾地域の子局のみを対象としておりまして、根尾地域の屋外子局を新しく更新した後、設定作業とかそういったものを、本体の無線卓につきまして本庁舎にございますので、そういった設定とかがございますので本庁舎という工事場所が入っております。なので、本庁舎の何かを替えるとかそういうものではなくて、設定作業ということで御理解いただきたいと思います。

2点目の今の機器の選定でございますが、どうしてもやはりもともと入っております防災行政無線のもともとのものと、やはりきちんとうまく連動させる必要がございますので、機種といたしましては現行の機種を設定させていただきまして、同等品というものはないものとして、この市が仕様書に出した機種を納品していただくということでお願いしております。

そういった中で、事業者さんについても物品や材料を調達していただいて応札していただくという中で可能な、この私どもの予定価格と示させていただいた金額を下回れるのが1者だったということとなっております。以上でございます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

もう一点、何者ぐらいいたかというのは。

○議長（今枝和子君）

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

失礼いたしました、申し訳ございません。

何者ぐらいいたかというところでいきますと、今回の一般競争入札に参加できる資格につきましては、電気工事における総合評点というものがございまして、その評点を加味できる事業者につきましては、先ほど全員協議会の中でお話した県内の事業者では45者ございました。以上でございます。失礼いたしました。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鰐本規之議員。

○14番（鰐本規之君）

この件については、先ほど言ったように官製談合、また企業同士の談合という疑いを持たれても仕方がないということを冒頭に述べたんです。そのことを晴らすためにも少し区切って質問をしていかないといけませんので、3回とか5回とか、議長におかれましては区切らないようお願いをして、次の質問に移ります。

普通、機種設定を明確にはしないことが入札では多いはずなんです。それに類似するというような形の入札が多い中において、今回この機種というような形に限定したのは、私の思いとしては、全てを替えるのではなく寿命の来たもののみを替えていくというふうにして、まだ使えるものはそのまま残して使うと。そうするためには機種の選定がきちんと必要ではないかというふうに感じられるんですが、そのように解釈していいのかということが1点。

それからもう一点は、それを扱える業者というのは、私もタイヤを販売している。タイヤには同じようなメーカーが大きく分けて4社いる。どこと大きく取引をしているかによって値引きが相当に違う。議員各位においても、また執行部においても、分かりやすいことを言いますと、タイヤだけのことで少し的外れるけれども、業界というものはそういうものだということを知ってもらうために少し説明をさせてもらう。

私はある1社からはたくさん仕入れをしますので、値引き幅は岐阜県の中で私の会社に勝てる会社は一つも今、一社もない。それはなぜかということ、取引が多いから。少ないところにおいては、私よりも10%以上高い値段で買っている。これが業界の常識なんです。だとすると、限定をした機種においては、取引の多いところにおいては25%引きだけれども、取引のないところにおいては値引きをしてもらえないところもあるだろうし、5%ぐらいの値引きしかできなくなるとすれば、当然取引をしているところのほうが入札価格は低く済むであろうというふうに解釈するわけでありませう。

ですので、そういうことがもしきちんとした約束の中で、入札のルールの中で記載されているとすれば、企業同士の談合はごく少数の人間で話合いができてしまうのではないかなと疑われるわけでありませう。そうなれば、普通であれば、業者同士の談合というのは1者の入札ということは絶対にあり得ない。あえて2者、3者が入札をして、そして一番高い人はもう決めていて、落とす人は、それよりも上の価格で書いて、談合じゃありませんよということをそれとなくアピールするやり方

が業界の常識だと思っています。にもかかわらず、今回1者しか入札をしていないということについては、どうも私の思いとしては業者同士の談合は行われていなかったかなあという思いをするわけであります。

そこでお伺いするわけでありますけれども、過去においてこのような事案が前例としてあったのか、また1者しか入札しなかったような案件があったのか、お尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

まず1点目のこの材料についてのお話でございますが、今回根尾地域の屋外子局につきましては、いわゆる耐用年数10年ということでありますが、20年をちょっと超えて使っておりますので、根尾地域の屋外子局を一斉に替えさせていただきます。ちょっとそういったことで、根尾地域を限定とした工事であるということを御理解いただきますようお願いいたします。

加えて、あとこの1者しかなかった入札ということでございますと、今回、過去のあれではちょっと市のほうではごめんなさい、手元にはないんですが、こういった防災行政無線関係の入札におきましては、ほかの市町をちょっと調べさせていただきまして、やはり私どもも1者しか応札がなかったということで、どういう現状なのかということで他自治体も調べさせていただきましたところ、やはり多くても2者もしくは1者ということでこういった入札が行われているのが現状でございます。以上でございます。

○14番（鰐本規之君）

なら結構です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 翠議員。

○3番（翠 昭博君）

今の回答の中で、ほかの市町がどうだからというのは、やはり行政の主体性に欠けるんじゃないかなというふうに思います。ほかの市町は参考として、答弁までは要らないかなと。ただ、私は回答の中でちょっと聞き漏らしたのか分かりませんが、予定価格を下回る会社は1者というふうに言われると、予定価格を上回る会社は何か45者の中であつたんじゃないかなというふうに聞こえたので、そういったところのフォローもされたらどうかなということと、それと国交省の場合は、同一機種同等品とかそういった表現にします。それはやっぱり説明責任を果たしていくという観点で、同等というふうに決めつけないというところが大事なかな。

それと、回答の中で、根尾地域を一斉に替えるんだったら、やはり競争させるという原理の中でよりいいものを、そしてこういった電通関係と言われている国交省の中でも特殊な部類であります。ある意味特殊ですけれども、せつかく45者も手が挙げられるような業者選定の中であるのであれば、

やっぱりそういったところでの競争原理等々も働いているのではないかなと思うんですけども、仕様書がそういうことであればなかなか入りにくいということと、それと97.75%というのは、やはり私が最初全員協議会でも言いましたけれども、かなりその疑いというのは持たれて普通だというふうに思います。

なので、そういった面で、ほかのとかということではなく、本巢市の行政として説明責任が問われますということで、その一言だけで言っていただいて、前段に言った部分については、やはり事務局的にも整理をちゃんとしておくということが大事ではないかなということで、特に回答は求めませんけれども、私の意見として言わせていただきます。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第33号 工事請負契約の締結について（本巢市防災行政無線同報系システム設備子局更新工事）は、原案のとおり可決することに決定をしました。

日程第5 議案第34号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第5、議案第34号 土地の取得について（北屋井地区企業用地）を議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第34号 土地の取得について（北屋井地区企業用地）でございます。

北屋井地区企業用地の取得について、売買契約を締結するに当たり本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業経済部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今枝和子君）

議案第34号の補足説明を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、議案第34号の土地の取得について補足説明をさせていただきます。

追加議案書の4ページから6ページ、追加議案の概要6ページから8ページを御用意ください。

今回取得する土地につきましては、本市が北屋井地区に進出希望のある企業の要望を聞き、企業用地を造成するオーダーメイド型企业用地造成事業の用地として取得する土地でございます。

追加議案書の4ページをお願いします。

1. 土地の所在地につきましては、本巢市屋井字登り1164番2ほか60筆でございます。
 2. 面積につきましては、総面積2万26.63平方メートルでございます。
 3. 現況地目は畑、雑種地でございます。
 4. 取得価格は総額2億4,688万5,339円です。そのうち土地購入費が2億3,684万4,552円、物件移転等補償費が1,004万787円でございます。
 5. 契約の相手方は、本巢市屋井576番地、近藤邦彦ほか22名で、所在地別の面積及び所有者につきましては追加議案書の5ページに掲載してございますので、よろしく願いいたします。
- この企業用地につきましては、全ての土地所有者全員と土地売買に関する仮契約を結ぶことができましたので、本契約を締結するに当たり議会の議決をお願いするものでございます。

なお、今後の予定ですが、議案議決後、令和8年7月以降に農地転用申請及び開発行為許可申請を行う予定です。令和9年度から令和11年度にかけて造成工事を行い、令和11年度中に企業との土地売買契約を予定しております。

補足説明は以上でございます。

○議長（今枝和子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 飯尾議員。

○6番（飯尾龍也君）

この取得価格の中に物件移転等補償費とあるんですが、あそこらは柿畑なんですけど、立ち木の補償というのは入っているんですか。

○議長（今枝和子君）

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

はい、補償に入っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

飯尾議員。

○6番（飯尾龍也君）

1本当たり幾らで補償しているんですか。

○議長（今枝和子君）

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

柿の種類によって違うので、ちょっと単価までは分かりませんが。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 河村議員。

○13番（河村志信君）

土地所有者についてお尋ねいたしますが、住所等を見ますとほとんど地元の方が過去から所有していた畑と理解しますが、こういう場合、仮に、悪い言葉でいえば地上げみたいなもので、そういう情報を持って土地を取得して至ったというようなことは今回ないのか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

売買単価は鑑定評価を使って出した金額ですので、その評価の金額で全て契約をしております。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

先ほど今後の流れについてお話があったと思うんですが、そもそもこの土地が取得したいという企業のお話自体はいつ頃にあったんでしょうか。

○議長（今枝和子君）

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

企業との調整は令和7年度ぐらいから始まっておりまして、覚書としては、7年度ぐらいから調整をしておりました。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 堀田議員。

○2番（堀田靖則君）

令和11年度に業者さんのほうに売る契約をすると先ほど言われましたけれども、ちなみに購入価格に対して販売する価格はどれくらいオンするんですか。

○議長（今枝和子君）

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

オーダーメード型なので、かかった金額全てを企業に請求させていただきます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 堀田議員。

○2番（堀田靖則君）

ということは、全く購入価格イコールで販売されるんですか。

○議長（今枝和子君）

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 飯尾議員。

○6番（飯尾龍也君）

これは、地権者に対して譲渡所得控除の税務署の控除はあるんですか。

○議長（今枝和子君）

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

税控除として1,500万控除の対象となっております。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鰐本規之議員。

○14番（鰐本規之君）

議員各位からいろんな質問がありましたけれども、これはオーダーメイド型ですので、買う人が了解してくれれば坪1万円であろうが100万円であろうがうちは立て替えて払うだけですので、それで市の仕事として入札等々ができますので、地元の建設業者にとっては非常にありがたい仕事だなあというふうに思っています。

そういう中で、この会社があそこに大きなまた会社をつくる。そうすると、それよりも北のほうにある会社と一緒に記憶しています。そうなれば、あの一帯が大きな1社の会社の持ち物になるかと思っています。そうなれば、今旧会社の西側と東側の間に道路が走っています。この道路は、工場としては非常に、私が工場の持ち主だとするなら非常に邪魔なんです。リフトに荷物を積んだまま、西の工場から東の工場に持っていくことができない。一旦下ろしてトラックに積んで、そしてまた下ろして運ぶというような形で非常に面倒だと。これと同じようなことが起きると困るということで、過去において一丸ファルコスの農道をどうするかということで大きく問題になったことがあります。そういうことを鑑みたときに、あの道路を市が管理する道路ではなく企業に買ってもらえれば、市にとっては非常にプラスになるだろうというふうに思っています。

また、あの道路を使うであろう企業は、奥の北のほうにある鉄骨をつくる北川産業だったか北川工業だか、何かそんなような鉄骨を扱う会社があるんですが、その会社は東のほうに道がありますので、そちらをきちんと整備してあげたほうがいいだろうという思いをしております。せっかくですので、あってもなくてもいいような道路を市の財産として残すよりも、固定資産税がいただけるようにしてもらったほうがいいような思いをしております。その中に、交渉の一つとして、今回やる中においてあの土地も一緒に買っていただくような交渉を考えているのか否か、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

現在のところ、その交渉までは考えてございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（今枝和子君）

14番 鰐本議員。

○14番（鰐本規之君）

あまり企業に便宜を図ったような質問をすると後々角が立ちますけれども、これは本巣市にとって非常にプラスになることであります。ですので、この財政難のときには、市の財産を有効に売却するのも行政の使命の一つだと思っておりますので、前向きに検討していただくことをお願いしておきます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第34号 土地の取得について（北屋井地区企業用地）は、原案のとおり可決することに決定しました。

閉会の宣告

○議長（今枝和子君）

以上で本会議に提出された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年第2回本巣市議会定例会を閉会いたします。23日間にわたりまして、大変にお疲れさまでした。

午前10時26分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 今 枝 和 子

署 名 議 員 片 岡 孝 一

署 名 議 員 高 橋 時 男